

出前無料労働相談会（令和3年度・10月期）の開催について

岩手県労働委員会では、職場でのトラブルの解決を支援するため、毎年、「出前無料労働相談会」を実施しており、本年度の10月の相談会は県内5箇所で開催しますのでお知らせします。

この相談会では、労働問題に詳しい労働委員会の公益委員（弁護士、学識経験者等）、労働者委員（労働団体役員等）、使用者委員（会社経営者等）の三者が、それぞれの立場から専門的な助言等を行います。

1 開催趣旨

岩手県労働委員会では、労働者と使用者の間の労働問題（賃下げ、パワハラ、解雇等）の解決に向けた支援を行うため、毎年、「出前無料労働相談会」を実施しています。

本年度も県内延べ13箇所で開催予定であり、10月は5箇所（盛岡市、遠野市、宮古市、一関市、久慈市）で開催します。

この相談会では、労働問題に詳しい労働委員会の公益委員（弁護士、学識経験者等）、労働者委員（労働団体役員等）、使用者委員（会社経営者等）の三者が、それぞれの立場から労働問題の解決に向けた専門的な助言等を行い、会場では、労使紛争の解決のためのあっせん制度の紹介等も行います。

※ “個別労働関係紛争のあっせん”とは… 労働者個人と使用者との間に生じた紛争に対し、労働委員会が仲介役となって紛争当事者の意見、主張を調整し、紛争の解決に向けた支援を行う制度

2 開催日時及び開催場所

	月 日	曜日	所在地	会 場
①	令和3年10月3日	日	盛岡市	いわて県民情報交流センター アイーナ 8階 ※岩手労働局等との合同労働相談会
②	〃 10月16日	土	遠野市	あすもあ遠野 3階
③	〃 10月16日	土	宮古市	宮古地区合同庁舎
④	〃 10月24日	日	一関市	一関地区合同庁舎
⑤	〃 10月24日	日	久慈市	久慈地区合同庁舎

※1 ①（10月3日）のみ10時～15時。②～⑤は、13時～16時。

※2 相談は事前予約を優先します（予約に空きがある場合は、終了時間の1時間前まで受付）。

3 対象者及び相談員

- 対象者：労働者及び使用者（県内に所在する事業所等の従業員や事業主など）
- 相談員：岩手県労働委員会委員3名（公益委員、労働者委員、使用者委員各1名）

4 予約・問合せ先

労働相談なんでもダイヤル（0120-610-797）まで（平日8:30～17:15）。 ※予約優先。

5 「個別労働紛争処理制度周知月間」について

中央労働委員会と各都道府県労働委員会で構成する全国労働委員会連絡協議会では、毎年、10月を周知月間に定め、全国一斉に「個別労働関係紛争処理制度」の周知・広報活動に取り組んでいます。

参考 令和3年度の今後の開催予定

開催日	地区	開催時間
令和4年2月19日(土)	奥州地区	午後1時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
3月6日(日)	盛岡地区	